

平成 24 年 7 月
復興庁

「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」（概要）

経緯

- 6 月 14 日 参議院東日本大震災復興特別委員会
谷岡郁子議員、森まさこ議員他 11 名から同法律案草案提出
同委員会として同法律案を提出することについて全会一致で決定
同委員会委員長から同法律案を提出
- 6 月 15 日 参議院本会議において全会一致で可決
- 6 月 19 日 衆議院東日本大震災復興特別委員会において全会一致で可決
- 6 月 21 日 衆議院本会議において全会一致で可決・成立
- 6 月 27 日 公布（平成 24 年法律第 48 号）・施行

1 目的（第 1 条）

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故（以下「東京電力原子力事故」という。）により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者等が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じており、また当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められている。

これに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策（以下「被災者生活支援等施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

2 基本理念（第2条）

- （1）被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。
- （2）被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生じないように、適切な配慮がなされなければならない。
- （3）被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、胎児を含む子どもが放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。 等

3 国の責務等

- （1）国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。（第3条）
- （2）政府は、2の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針を定めなければならない。（第5条）

4 主な施策

- （1）国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。（第7条）
- （2）国は、支援対象地域（その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。）及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者を支援するため、食の安全・安心の確保に関する施策、子どもの学習等の支援に関する施策、就業の支援に関する施策、移動の支援に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策等必要な施策を講ずるものとする。（第8条～第11条）

- (3) 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者等に係る健康診断は、生涯にわたり実施されることとなるよう必要な措置を講ずるものとする。(第13条)
- (4) 国は、被災者たる子ども及び妊婦が東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに起因しない負傷または疾病に係る医療を除いた医療を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。(第13条)

(構成)

- 第1条 目的
- 第2条 基本理念
- 第3条 国の責務
- 第4条 法制上の措置等
- 第5条 基本方針
- 第6条 汚染の状況についての調査等
- 第7条 除線の継続的かつ迅速な実施
- 第8条 支援対象地域で生活する被災者への支援
- 第9条 支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援
- 第10条 支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援
- 第11条 避難指示区域から避難している被災者への支援
- 第12条 措置についての情報提供
- 第13条 放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等
- 第14条 意見の反映等
- 第15条 調査研究等及び成果の普及
- 第16条 医療及び調査研究等に係る人材の要請
- 第17条 国際的な連携協力
- 第18条 国民の理解
- 第19条 損害賠償との調整

附則

- 第1項 施行期日
- 第2項 見直し